

唐津市障害者等日常生活用具給付事業 日常生活用具一覧（平成30年4月1日現在）

種目	品目	対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上の者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者（診断書により必要と認められる者）	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障害1級の3歳以上の者で常時介護を要する者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者（診断書により必要と認められる者）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
	特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障害1級の学齢児以上の者で常時介護を要する者 (2) 難病患者等で自力で排尿できない者（診断書により必要と認められる者）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上の者で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上の者で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者（診断書により必要と認められる者）	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある者（診断書により必要と認められる者）	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練椅子	下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上18歳未満の障害児	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年	33,100
	訓練用ベッド	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある者（診断書により必要と認められる者）	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	8年	159,200

自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害者又は難病患者等であって、入浴に介助を必要とする3歳以上の者（難病患者等は診断書により必要と認められる者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
	便器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上の者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者（診断書により必要と認められる者）	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができるもの。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450  (手すり付) 5,400
	頭部保護帽	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者 (2) 知的障害者又は精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	スポンジ及び革を主材料に製作 15,656
					スポンジ・革及びプラスチックを主材料に製作 37,852
	歩行補助杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	1本杖及びT字状又は棒状の杖	—	木材2,200 軽金属3,000 (・夜行材付410円増し・全面夜行材付1,200円増し・ラッカー使用260円増し)
	移動・移乗支援用具	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者で、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者 (2) 難病患者等は下肢が不自由な者（診断書により必要と認められる者）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	8年	60,000
	特殊便器	(1) 上肢機能障害2級以上の者で学齢児以上の者 (2) 療育手帳A判定で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で学齢児以上の者 (3) 難病患者等で上肢機能に障害のある者（診断書により必要と認められる者）	足踏ペダル等にて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200

	火災警報器	障害等級2級以上で学齢児以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
	自動消火器	障害等級2級以上で学齢児以上の者又は難病患者等で診断書により必要と認められる者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもの	8年	28,700
	電磁調理器	視覚障害2級以上で18歳以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上で学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級で学齢児以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライザー	(1) 呼吸器機能障害3級以上の者 (2) (1)と同程度の重度身体障害者（意見書により必要と認められる者） (3) 難病患者等で呼吸器機能に障害がある者（診断書により必要と認められる者）	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障害3級以上の者 (2) (1)と同程度の重度身体障害者（意見書により必要と認められる者） (3) 難病患者等で呼吸器機能に障害がある者（診断書により必要と認められる者）	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	56,400 ※ブライザー及びたん吸引器の機能を併せ持つ機器の基準額は、各基準額の合計額とする。
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	17,000
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上で18歳以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	盲人用体重計	視覚障害2級以上で学齢児以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年	18,000

	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は心臓機能障害3級以上で人工呼吸器を装着する者 (2) 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者（診断書により必要と認められる者）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由による学齢児以上の障害者等であって、発声及び発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	98,800
	情報・通信支援用具	視覚、上肢又は脳性麻痺等脳原性運動機能上肢障害2級以上の者（原則として情報・通信支援用具の給付を受けることにより社会参加が見込まれる者）	情報機器（パーソナルコンピュータ等）を使用するに当たり左記の障害があることにより必要となる周辺機器及びソフト等	6年	100,000
	点字ディスプレイ	(1) 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者等（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）であって、必要と認められる者 (2) 視覚障害1級で職業上又は教育上必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500
	点字器	視覚障害者	標準型及び携帯用	点筆を含むもの	標準型(32マス18行両面書真鍮板製) 10,400
					標準型(32マス18行両面書プラスチック製) 6,600
			携帯用(32マス4行片面書アルミニウム製) 7,200		
			携帯用(32マス12行片面書プラスチック製) 1,650		
	点字タイプライター	視覚障害2級以上で学齢児以上の者（本人が就労若しくは就学している場合又は就労が見込まれる場合に限る。）	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年	63,100

視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上で学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 89,800  再生専用機 48,000
盲人用テープレコーダー	視覚障害2級以上で学齢児以上の者	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年	23,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上で学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	6年	115,000
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者（ただし、音声読書器の場合は視覚障害2級以上に限る。）	画像入力装置を読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの（音声読書器の機能があるものも給付の対象とする。）	8年	198,000
盲人用時計	視覚障害2級以上で学齢児以上の者	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	10年	(触読) 10,300 (音声) 13,300
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上で学齢児以上の者	ICタグに登録した音声内容を専用機により読み上げる機能を有するものであって、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	59,800
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声及び発語に著しい障害を有する18歳以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	5年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有する学齢児以上の者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	6年	88,900

	人工喉頭	音声又は言語機能障害者で咽頭を摘出した者	—	—	笛式 5,000 電動式70,100  気管カニューレ付きとした場合は3,100円増しとする。ただし、価格は電池又は充電器を含むもの
	点字図書	視覚障害で情報の入手を主に点字に頼っている学齢児以上の者	点字により作成された図書	—	
	人工内耳用電池	聴覚障害者で人工内耳植込み術を受けている者（空気亜鉛電池と充電池及び充電器の併用は不可）	空気亜鉛電池	—	2,500
			充電池及び充電器	1年	30,000
排せつ管理支援用具	ストマ用装具	膀胱又は直腸機能障害者でストマを造設している者	—	—	(消化器系) 8,858 (尿路系) 11,639
	紙おむつ	(1) ストマの変形又はストマ周辺の著しいびらんのためにストマ用装具を装着できない者 (2) 二分脊椎等先天性疾患に起因する神経障害による排便機能又は排尿機能障害者等 (3) 6歳未満で発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障害者等で意思表示が困難な3歳以上のもの (紙おむつの初回申請には意見書を添付する。)	—	—	12,000
	収尿器	身体障害者で高度の排尿機能障害者等	—	—	男性用 (普通型) 7,700 (簡易型) 5,700 女性用 (普通型) 8,500 (簡易型) 5,900
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	(1) 下肢、体幹機能障害又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する3歳以上の者であって障害等級3級以上のもの。ただし、特殊	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000 一人1回限り

		便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の者 (2) 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害がある者 (診断書により必要と認められる者)			
--	--	---	--	--	--